２　土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三十八条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　（略）

２　土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（完了検査の申請期間）

第三十九条　法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了検査の申請）

第四十条　法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第四十一条　法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

（確認の申請期間）

第四十二条　法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条　法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認済証の様式）

第四十四条　法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

（中間検査の申請期間）

第四十五条　法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条　法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

（中間検査合格証の様式）

第四十七条　法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

（新設）

（軽微な変更）

第二十六条　法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　造成主、設計者又は工事施行者の変更

二　（略）

（新設）

（新設）

（工事完了の検査の申請）

第二十七条　法第十三条第一項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第二十八条　法第十三条第二項の様式は、別記様式第四とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）